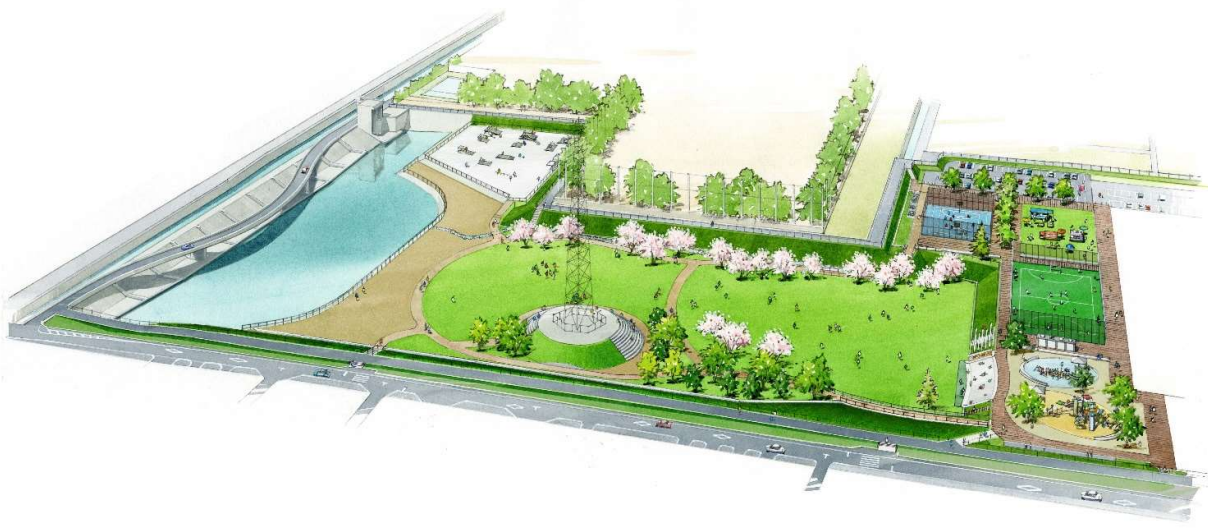


(案)

(仮称)スポーツパークかしわら防災計画



令和7年3月

柏原市

目 次

A. 柏原市地域防災計画（上位計画）の整理	2
（１）計画の目的	2
（２）災害の履歴	2
（３）想定される災害	3
（４）防災機能の強化	5
B. 防災計画	8
1. 防災公園としての役割	8
（１）求められる機能	8
2. 平常時の管理運営	8
（１）行政管理部局の役割	8
（２）指定管理者の役割	9
3. 災害時における対応	9
（１）災害時の応急活動	10
（２）遊水地機能を備えた防災施設として	10
（３）防災計画図	11

A. 柏原市地域防災計画(上位計画)の整理

(1) 計画の目的

柏原市地域防災計画（令和4年4月改正）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条（市町村地域防災計画）及び南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第5条（推進計画）の規定に基づいて、柏原市の市域にかかる防災に関し、柏原市防災会議が定める計画であって、市と市域内の公共的団体（以下「関係機関」という。）等が処理すべき事務又は業務の大綱を定めることによって、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、市域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

(2) 災害の履歴

1) 地震

近畿圏に影響が及んだ大規模な地震として、兵庫県南部地震（マグニチュード7.3：平成7年（1995年）1月17日）があるが、市での被害は軽傷4人、一部破損124棟であった。なお、大阪府北部地震（マグニチュード6.1：平成30年（2018年）6月18日）では、府北部の高槻市、茨木市等で大きな被害が発生したが、市内では、人的被害、建物被害ともに確認されなかった。その他の昭和以降の地震被害事例は、河内大和地震（マグニチュード6.4：昭和11年（1936年）2月21日）、南海道地震（マグニチュード8.0：昭和21年（1946年）12月21日）によるものがある。府と奈良県境の二上山付近を震源とする河内大和地震では、古市、柏原等で山崩れによる死者8名、道路堤防の破損74箇所、家屋に損害のあったもの約200戸で、大和川流域沿いでは泥水の噴出をみたところが多いと記録されている。また、南海道地震では建物数戸が倒壊したと記録されている。過去に府域では、紀伊半島沖を震源とするマグニチュード8クラスの巨大地震（887年、1361年、1707年、1854年、昭和19年（1944年）、昭和21年（1946年））、畿内に震源をもつマグニチュード7クラスの地震（1510年、1596年、明治32年（1899年）、昭和27年（1952年）、平成7年（1995年）など）、濃尾地震（明治24年（1891年））などの地震による被害を受け、市でも少なからず影響を受けたと推測される。

2) 風水害

市域の水害については大和川が深く関わっている。現在の大和川は約300年前の宝永元年（江戸時代）、河内平野の水害をなくすため、それまで石川と合流後、柏原から北に流れて淀川に合流していたものを、西に流れるよう大工事により付け替えられたものである。市に浸水被害をもたらした風水害は台風及び豪雨によるものである。これまでの浸水被害としては、昭和47年（1972年）7月12～13日の梅雨前線による豪雨、昭和47年（1972年）9月15～16日の台風20号による豪雨、昭和54年（1979年）6月27日～7月2日の梅雨前線による豪雨、昭和54年（1979年）9月30日～10月1日の台風16号による豪雨、昭和57年（1982年）8月2～3日の台風10号及び低気圧による豪雨があり、このうち昭和57年（1982年）8月の豪雨は、国分市場地区をはじめ市内各地で浸水被害が生じている。近年では、平成29年（2017年）10月21～22日の台風21号の豪雨により、大和川の水位は観測史上最高の（大和川水位観測所：5.78m）まで上昇し、高井田地区や国分市場地区を中心に1棟の床上浸水、17棟の床下浸水被害が確認された。また、翌年の平成30年（2018年）9月4～5日の台風21号では、台風が強い勢力を保ったまま大阪湾内を北上したため、暴風により屋根や外壁の破損など100棟以上の建物被害が生じた。

3) 土砂災害

市では、昭和6年（1931年）11月に発生した亀の瀬地すべりによって、峠地区の民家や耕地に大きな被害が出たほか、大和川河床の隆起による上流の奈良県王寺町での浸水被害の発生、関西本線トンネル崩壊などの被害が生じた。昭和37年（1962年）からは、国により排土工事等の地すべり対策工事が実施され、近年完了した。亀の瀬地すべりが発生した峠地区は、地質では、領家式岩類を基盤とし、明神山讃岐岩を中心とする二上層群が覆っている。峠地区の二上層群の特

色は、明神山讃岐岩の上に、火山破屑岩層や礫岩層があり、さらにその上位に新・旧のドロコロ安山岩が集岩塊・凝灰岩を伴って分布していることであり、それらの岩層が、断層活動によって傾動し、傾斜面上にほぼ平行にのっている。したがって、地下の岩層内に吸水して可塑性を有する粘土のようなものが存在すると、それを滑動面として、上に岩層をのせたまま下方へ滑り出すことになる。讃岐岩・凝灰岩ともに風化して粘土化し、それが水を吸うと地すべりを発生する滑動部となる。このため、周辺地域は地質構造上、慢性的な地すべり地帯となっている。

(3) 想定される災害

1) 地震災害

市では、大阪府に準じて活断層による直下型地震及び海溝型地震を想定し、表1に示すとおり被害を想定している。また、府では、府内全域に及び被害想定とともにこれを表2に示すとおり市町村ごとに想定している。

表1 府内全域の活断層及び海溝型地震による被害想定（府実施）

項 目		活断層による直下型地震					海溝型地震	
		上町断層帯 地震A	上町断層帯 地震B	生駒断層帯 地震	有馬高槻 断層帯地震	中央構造線 断層帯地震	南海トラフ 巨大地震	東南海・南海 地震
地震の 規 模	マグニチュード	7.5～7.8	7.5～7.8	7.3～7.7	7.3～7.7	7.7～8.1	9.0～9.1	7.9～8.6
	震 度	4～7	4～7	4～7	3～7	3～7	5強～6強	4～6弱
建物全半壊 棟 数	全 壊	363 千棟	219 千棟	275 千棟	86 千棟	28 千棟	118 千棟	22 千棟
	半 壊	329 千棟	213 千棟	244 千棟	93 千棟	42 千棟	577 千棟	48 千棟
出 火 件 数		268(538)	127(254)	176(349)	52(107)	7(20)	61	7(20)
死 傷 者 数	死 者	13 千人	6 千人	10 千人	3 千人	3 百人	134 百人	1 百人
	負傷者	149 千人	91 千人	101 千人	46 千人	16 千人	91 千人	22 千人
避難所生活者数		81 万人	45 万人	57 万人	22 万人	7 万人	118 万人	7 万人
ラ イ フ ラ イ ン	停 電	200 万軒	60 万軒	89 万軒	41 万軒	15 万軒	209 万軒	8 万軒
	ガス供給停止	293 万戸	128 万戸	142 万戸	64 万戸	8 万戸	115 万戸	—
	水 道 断 水	545 万人	372 万人	490 万人	230 万人	111 万人	832 万人	78 万人
	電 話 不 通	91 万加入者	42 万加入者	45 万加入者	17 万加入者	8 万加入者	142 万加入者	—

表2 市における被害想定（府実施）

想定地震 項目		上町断層帯 地震A	上町断層帯 地震B	生駒断層帯 地震	東南海・南海 地震	南海トラフ 巨大地震
	全壊棟数	1千棟	2千棟	5千棟	1百棟	3百棟
	半壊棟数	2千棟	3千棟	4千棟	2百棟	21百棟
建物被害計		3千棟	5千棟	9千棟	3百棟	24百棟
炎上出火件数		－(1)件	1(2)件	3(5)件	－	－
死者		6人	10人	180人	－	2人
負傷者		6百人	9百人	12百人	60人	158人
避難所生活者数		3千人	5千人	11千人	3百人	4千人
停電軒数		18千軒	8千軒	34千軒	5百軒	17千軒
都市ガス影響戸数		14千戸	24千戸	24千戸	－	－
上水道影響人口		2万人	3万人	5万人	0.2万人	5万人
通信被害		1千加入者	11千加入者	11千加入者	－	6千加入者

（注）出火件数は夕刻発生の地震後1時間の件数、（ ）は1日の件数

死者、負傷者数は建物被害（早朝）・火災（夕刻、超過確率1%風速）・交通被害（朝ラッシュ時）によるものの合計

2）風水害

市における風水害の主要な要因としては、梅雨期と台風期の豪雨が挙げられる。水害には、地区の降水の排水が悪いため冠水する内水災害と、河川などの堤防が決壊して発生する外水災害、強風による吹き寄せと気圧低下による吸い上げで潮位が上昇して浸水する高潮がある。市は、高潮による被害の発生条件が乏しく、過去に履歴もないことから、内水災害と外水災害について検討する。

■内水災害

既存の雨水管や水路などの排水施設の排水能力を上回るような想定外の大雨が降った際には、一時的に浸水被害が発生することが予想される。しかし、市管理の排水施設については、巡視点検を行い、浚渫などの維持管理を随時実施し、内水災害を最小限に抑えるよう努めている。

また、被害をより抑制するための取組みとして、雨水の貯留や浸透を図り、流入量を軽減するような対策を府などと連携し、取り組んでいる。

■外水災害

市では、ほとんどの堤防は治水計画によって整備されており、災害は発生しにくくなっているが、破堤時には大規模な浸水被害が予想される。

3）土砂災害

生駒山地及び二上山地の溪流、生駒山地、山麓地付近の急傾斜地は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づく、急傾斜地の崩壊、土石流、地すべりの区域指定、また地すべり危険箇所指定がされている箇所があり、豪雨等により災害が発生する可能性がある。生駒山地は第四紀の比較的新しい時代に形成された山地であるが基盤の花崗岩は深くまで風化が進みマサ土化が著しく、斜面表層部は降雨などによって崩れやすい。

また、地すべり対策として、地下水排除工及び杭工、排土工、深礎工、表面排水工等が現在までに実施されている。これらを踏まえて、柏原市地域防災計画の更新時（令和4年度）における市域の土砂災害防止法に基づく区域指定等は表3及び表4のようになっている。

表3 土砂災害防止法に基づく区域指定数一覧

土石流		急傾斜地の崩壊		地すべり	
警戒区域	特別警戒区域	警戒区域	特別警戒区域	警戒区域	特別警戒区域
43	31	189	177	3	0

表4 土砂災害危険箇所数一覧

種 類	箇所数
急傾斜地崩壊危険区域（法指定）	11
地すべり危険箇所	6
うち防止区域（法指定）	3

（４）防災機能の強化

市をはじめ関係機関は、災害時の安全性を確保するため、市街地の面的整備や防災空間の確保、都市基盤施設の防災機能の強化、土木構造物の耐震対策の実施、ライフライン施設の災害対応力の強化、公共交通機関施設の災害対応力の強化などによって都市防災機能の強化を図り、災害に強いまちづくりを推進する。これにあたり、以下のとおり取りまとめている。

１）防災空間の確保

公園等の都市基盤施設は、災害時における避難場所、避難路及び火災の延焼防止のためのオープンスペースとして機能するとともに、応急救助活動、応急物資集積の基地として、また、ヘリポートや災害復興時の仮設住宅の建設地としても活用できる重要な施設である。このため、市及び関係機関はこれらの都市基盤施設の効果的整備に努め、公共施設等の再編により生まれた新たな空間の保全を含めた防災空間の確保を図る。

■公園の整備

都市公園等の整備として、災害時における避難場所の確保、火災の延焼防止、各種災害応急活動の円滑な実施を図るため、都市公園等の体系的な整備を推進する。そのうち、一時避難場所となる都市公園の整備として、近隣の市民が避難する面積1ha以上の都市公園を計画的に整備する。

■緑地・広場等の整備・保全

火災による延焼防止を図るため、道路、公園・緑地、広場等のオープンスペースの整備を推進するとともに、並木、工場等の大規模施設の周辺緑地、生産緑地、農地、林地の保全に努め、延焼遮断効果の向上を図る。

２）都市基盤施設の防災機能の強化

市及び関係機関は、公園、道路、河川等の都市基盤施設に、災害対策において有効な防災機能の整備を進める。

■公園等の防災機能の強化

公園等の防災機能の強化として、避難場所となる都市公園等における災害応急対策に必要な施設（応急救助活動・応急物資集積の基地、放送設備、災害時用臨時ヘリポート、災害時用トイレ、かまどベンチ等）の整備を進める。

3) 避難受入体制の確立

市は、災害から市民を安全に避難させるため、避難場所、指定避難所、避難路をあらかじめ指定し、日頃から市民に周知するなどの体制の整備に努める。さらに、市及び府は、建築物等の二次災害を防止するための危険度判定体制の整備、応急仮設住宅の事前準備及び土砂災害から市民を守るための斜面判定制度の活用を進める。

■避難場所について

・指定緊急避難場所

災害が発生し、または発生するおそれがある場合に、その危険から逃れるための避難場所として、洪水や津波など異常な現象の種類ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設または場所で、市が指定するものをいう。

・広域避難場所

火災の延焼拡大等の危険性が発生した場合に避難でき、輻射熱、熱気流に対し有効な遮断ができるおおむね10ha以上の空き地で、市が指定するものをいう。表5に市が指定する広域避難場所を示す。

・避難路

避難が安全かつ円滑に行われるよう、避難路を指定する。避難路は、落下物、倒壊物による危険など、避難に当たっての障害のおそれが少なく、水利の確保が比較的容易な道路及び緑道とし、避難場所又はこれに準ずる安全な場所に通じるものとする。図1に柏原市の避難路図を示す。

・指定避難所

地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ公共施設等を中心に施設管理者の同意を得たうえで指定し、非構造部材も含めた耐震化・不燃化の促進、非常用電源の確保等、避難の実施に必要な設備・機器の整備に努める。

・避難誘導体制の整備

地域特性を考慮し、特に避難行動要支援者の誘導に配慮しつつ、集団避難が行えるよう自主防災組織、赤十字奉仕団、自治会（町会）など地域住民組織や民生委員・児童委員、福祉サービス事業者、ボランティア等と連携した体制づくりを図る。

・避難に関する情報の周知

市は、災害が発生又は発生するおそれがある場合に対応するため、避難誘導にかかる計画をあらかじめ作成し、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容を市民に周知徹底する。

・広域避難体制の整備

市及び府は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、大規模氾濫減災協議会など既存の枠組みを活用することにより国や他の自治体と協力体制を構築するとともに、円滑な広域避難が可能となるよう、他の自治体との広域一時滞在にかかる応援協定締結や避難者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定締結、災害が発生又は発生するおそれがある場合の具体的な避難・受入方法を含めた手順等をあらかじめ定めるよう努める。

表5 柏原市の市指定広域避難場所

名 称	所 在 地	面 積 (㎡)
石川河川敷広場	玉手町、石川町、円明町	77,413
大和川右岸河川敷広場	高井田、安堂、古町	26,780
法善寺遊水地	法善寺4丁目	114,000
大和川親水公園	国分本町3丁目、国分市場1丁目	40,501

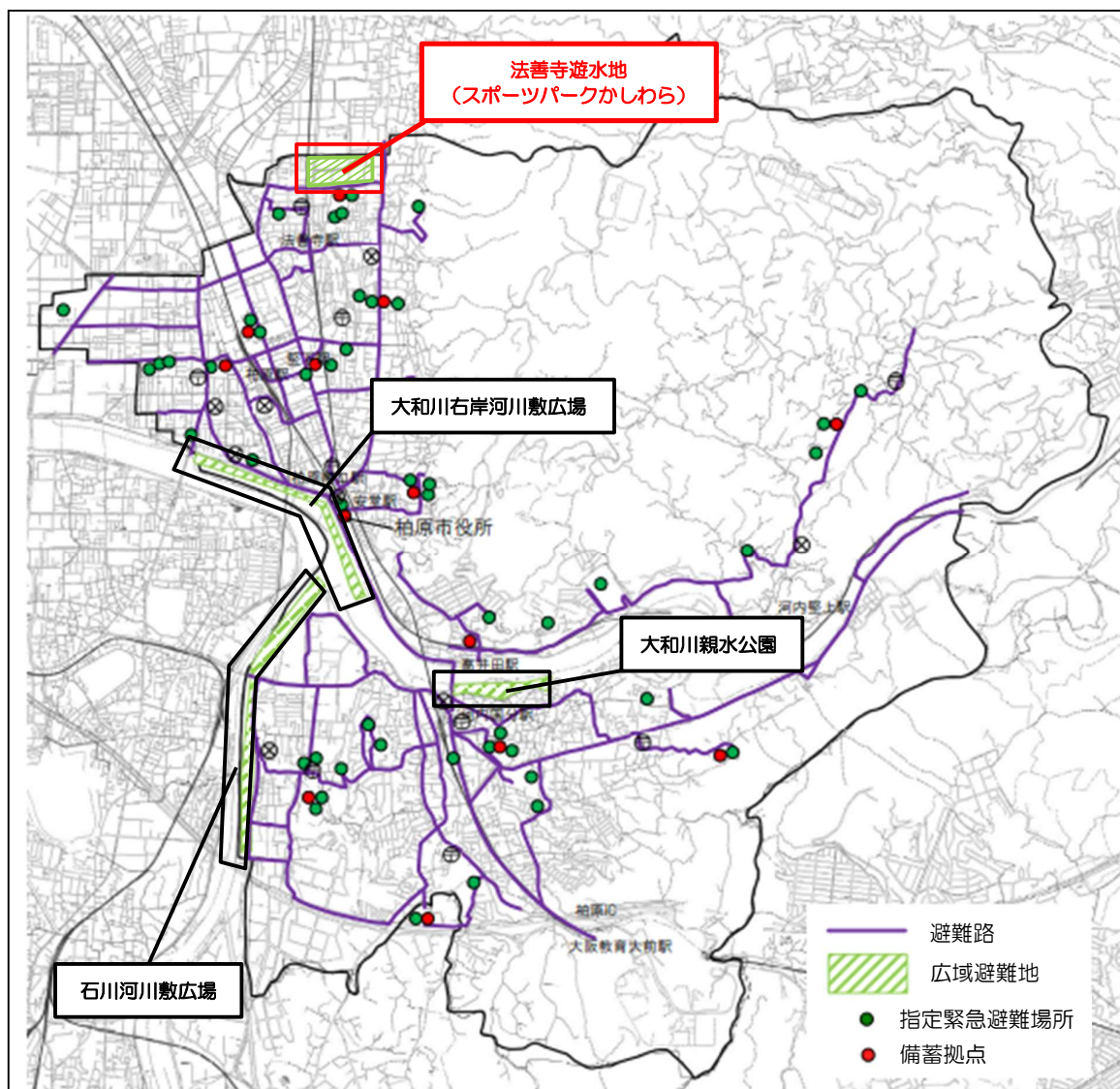


図1 柏原市避難路図

B. 防災計画

(1) 防災公園としての役割

1) 求められる機能

防災公園は、災害時に求められる機能を適切に発揮できるよう、求められる機能や位置づけを明確にしておく必要がある。そのため、全ての防災公園が、全ての災害に対する防災機能を備えることが難しいという前提のもと、市全体の防災性を高めることができるよう、他の施設との役割分担を図る。

■ 設置目的からみた防災公園の役割

役割 設置目的	火災の延焼又は遅延の防止	爆発による被害の軽減	徒歩帰宅者等への支援の場	一次避難地	最終避難地	避難路	救助活動の場	一時的避難生活の場	復旧・復興活動の拠点	防災に関する知識を学ぶ場
広域防災拠点の機能を有する都市公園				○	○		◎	○	◎	○
地域防災拠点の機能を有する都市公園				○	○		◎	○	◎	○
広域避難地の機能を有する都市公園	○			○	◎		◎	○	◎	○
一次避難地の機能を有する都市公園	○			◎			○	○	○	○
避難路の機能を有する都市公園	○			○		◎				○
石油コンビナート地帯等と一般市街地を遮断する緩衝緑地	○	◎								○
帰宅支援場所の機能を有する都市公園	○		◎	○						○

◎：特に関連性が大きい ○：関連性が大きい

※引用 『国総研資料 第984号 防災公園の計画・設計・管理運営ガイドライン（改訂第2版）』

(2) 平常時の管理運営

1) 行政管理部局の役割

■ 指定管理者との事前協議

大規模な災害が発生すると、行政機関は災害対応の体制に移行し、公園所管部局も災害管理部局も災害応急活動体制の中であらかじめ定められた分掌業務を行う体制に移行する。その中で、公園管理者は、地域防災計画等に位置付けられた役割分担を踏まえながら責任をもった対応を行うことが求められる。具体的には、公園利用者の安全確保や被災状況調査及び応急復旧、施設利用の調整等の業務を担うこととなる。そのためには指定管理者との役割分担・連携が必要であるため事前に十分な協議を行う。

■関係機関や地域住民との連携体制を構築

防災公園が災害時に様々な機能を発揮するには、防災関係機関や地域住民との役割分担・連携が不可欠である。そのため、公園管理者、防災関係機関、地域住民からなる組織等を含んだ体制づくりや災害時の施設利用についてのガイドラインを作成する。

■防災関連施設の積極的な活用や普及啓発

日頃から地域住民や自主防災組織と協働する機会を創出し、協力体制を築いていくことが重要である。そのため、本施設に設置予定の災害用トイレ（マンホールトイレ）等の活用体験や、防災関連施設を活用したイベントを実施し、災害時における防災公園の役割の周知・普及を行うとともに、自助・共助の重要性を啓発する場を提供する。

2) 指定管理者の役割

■気象警報や地震発生による施設の閉鎖などについて基準を設定し、防災行動のマニュアル化を図る。

■災害時の円滑な利用のための平常時の維持管理

災害時に防災関連施設の機能を十分に発揮させるには、平常時のメンテナンスにおいて、安全性の観点からだけでなく、防災関連施設として十分機能するかという観点からも点検や修繕などを行う。

■防災訓練と行動計画

災害時に、防災活動が円滑かつ迅速に実施されるよう、来園者の避難誘導及び救護などについて、年1回以上の訓練を実施する。また、行政または地元自治会等が行う防災訓練に協力する。

(3)災害時における対応

1) 災害応急体制の確立

大規模地震等の大規模災害の発生時には、行政職員や平常時に常駐する指定管理者職員が早期に施設に駆け付けられない事態が想定される。施設の緊急点検や応急復旧、電話で連絡を取れない場合の代替手段、安否確認の方法などを決めておく。

■公園利用者の安全確保

施設の開場時間であれば、災害時に公園利用者を安全な場所に避難誘導する必要がある。また、負傷者がいる場合はその救助を行うなど、人命優先を第一に対応する。避難誘導の際には、地震に伴う二次災害（火災、土砂災害）や水害による危険性などのリスクを踏まえ適切な避難誘導を行う。

2) 遊水地機能を備えた防災施設として

本施設は遊水地で大雨による浸水の危険度が高い場所であることから、水害時は避難先としては指定せず、受け入れを行わない。火災や地震による災害時には、施設の被災状況等を確認のうえ、救助活動、避難者の受け入れ等の防災機能を果たすものとする。

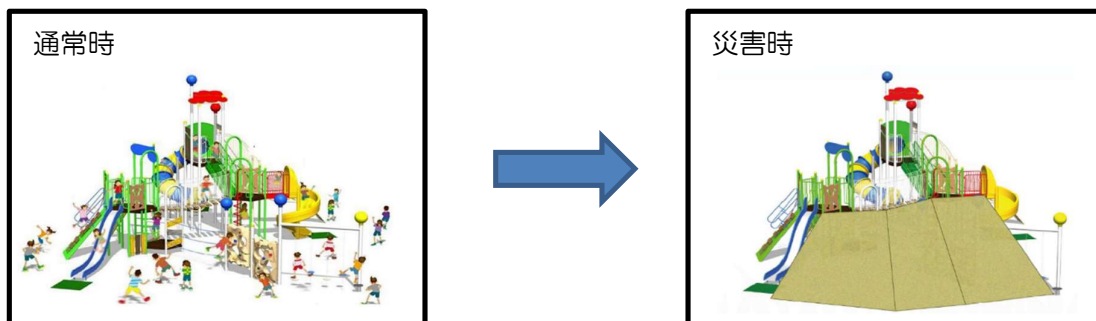
■災害時の基本方針

- ①防災機能を備える公園として、火災時には、芝生広場や多目的広場など十分なオープンスペースが緩衝帯としての役割を果たす。
- ②常時池の貯留水は、防火用水、生活用水として活用する。
- ③発災直後～3日は周辺住民の一時避難場所として提供し、復旧活動の支援として施設可能な施設の一部を救護活動の場として提供する。また、災害対応トイレ（マンホールトイレ）を活用する。
- ④発災後3日～1か月は災害関連機関（自衛隊、消防、警察、ボランティア等）の集結地として提供する。
- ⑤健康増進を目的とした公園であるため、発災後1か月以降は被災状況を考慮したうえで、被災者の健康維持を目的に、遊具広場及び各運動施設を一部開放する。
- ⑥大型複合遊具は、災害時には必要に応じてシートを取付けて応急生活空間を確保する。

■防災機能と対応期間

	発災前	発災～3時間	3時間～3日	3日～1か月	1か月～
段階	予防段階	直後段階	緊急段階	応急段階	復旧・復興段階
役割	<防災学習の場> - 防災イベント - 防災訓練	- 火災の延焼の遅延または防止 - 周辺住民の緊急避難の場	- がれき等の仮置き場 - 救護活動 - 復旧活動拠点スペース（災害関連機関（自衛隊、消防、警察、ボランティア等）の集結地）	復旧・復興活動の支援（復旧・復興物資の集配拠点、自衛隊の駐屯など）	

■大型複合遊具の通常時における利用と災害時における機能転換



3) 防災計画図

スポーツパークかしわらで整備する各施設は以下の表を参考に防災機能を果たすものとする。防災計画図として「発災～1か月」及び「1か月～」を示す。

防災機能	①避難（一時的及び広域避難）	②災害の防止と軽減及び避難スペースの安全性の向上	③情報の収集と伝達	④消防・救援、医療・救護活動の支援	⑤避難及び一時的な避難生活の支援	⑥防疫・清掃活動の支援	⑦復旧活動の支援	⑧各種輸送のための支援（③～⑦関連）	⑨帰宅困難者支援（徒歩帰宅支援）
防災関連公園施設等									
○修景施設									
植栽		☆							
日陰だな				☆	☆				
樹林地		☆ ^a							
○休養施設									
休憩所				☆	☆				☆
ベンチ、野外卓				☆	☆				☆
野外炉、炊事場					☆				
ピクニック場、キャンプ場	☆			☆	☆				
○遊戯施設									
徒渉池					☆				
遊具（ふらんこ、すべり台、シーソー等）					☆				
○運動施設									
野球場、陸上競技場、サッカー場等	☆			☆	☆	☆	☆	☆	
テニスコート、バスケットボール場等	☆			☆	☆	☆	☆	☆	
ゴルフ場	☆				☆	☆	☆		
ゲートボール場				☆	☆	☆	☆	☆	
水泳プール				☆	☆				
温水利用型健康運動施設				☆	☆				☆
ボート場				☆	☆				
乗馬場					☆		☆		
付属工作物（更衣所、控え室等）				☆	☆				☆
○教養施設									
野外劇場、野外音楽堂	☆		☆	☆	☆				☆
図書館、陳列館等	☆		☆	☆	☆				☆
○便益施設									
駐車場	☆			☆		☆	☆	☆	
売店、飲食店				☆	☆				☆
宿泊施設	☆		☆	☆	☆		☆		☆
時計台			☆		☆				
水飲場、手洗場				☆	☆				☆
○管理施設									
倉庫、車庫、材料置場				☆	☆	☆	☆	☆	☆
ごみ処理場					☆	☆			
（給水施設）				☆	☆		☆		
（排水施設）				☆	☆		☆		
（電気・放送等設備）			☆	☆	☆		☆		
○その他									
津波避難タワー	☆								
集会所	☆		☆	☆	☆		☆		☆

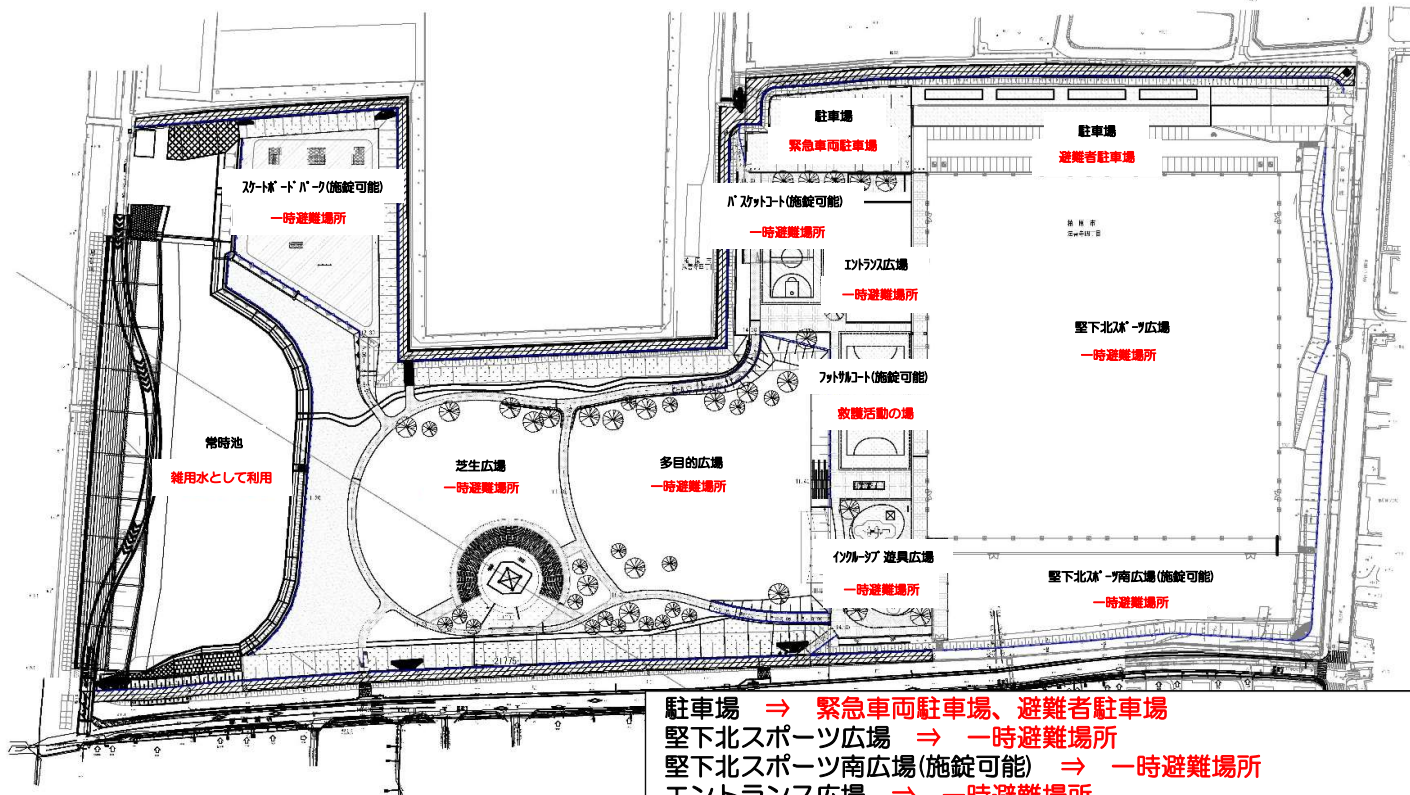
【凡例】 ☆：災害時に活用が可能な、あるいは必要となることが考えられる主な施設

※引用 『国総研資料 第984号 防災公園の計画・設計・管理運営ガイドライン（改訂第2版）』

■防災計画図（発災～3日）

広域避難場所
（仮称）スポーツパークかしわら

防災計画図（発災～3日）

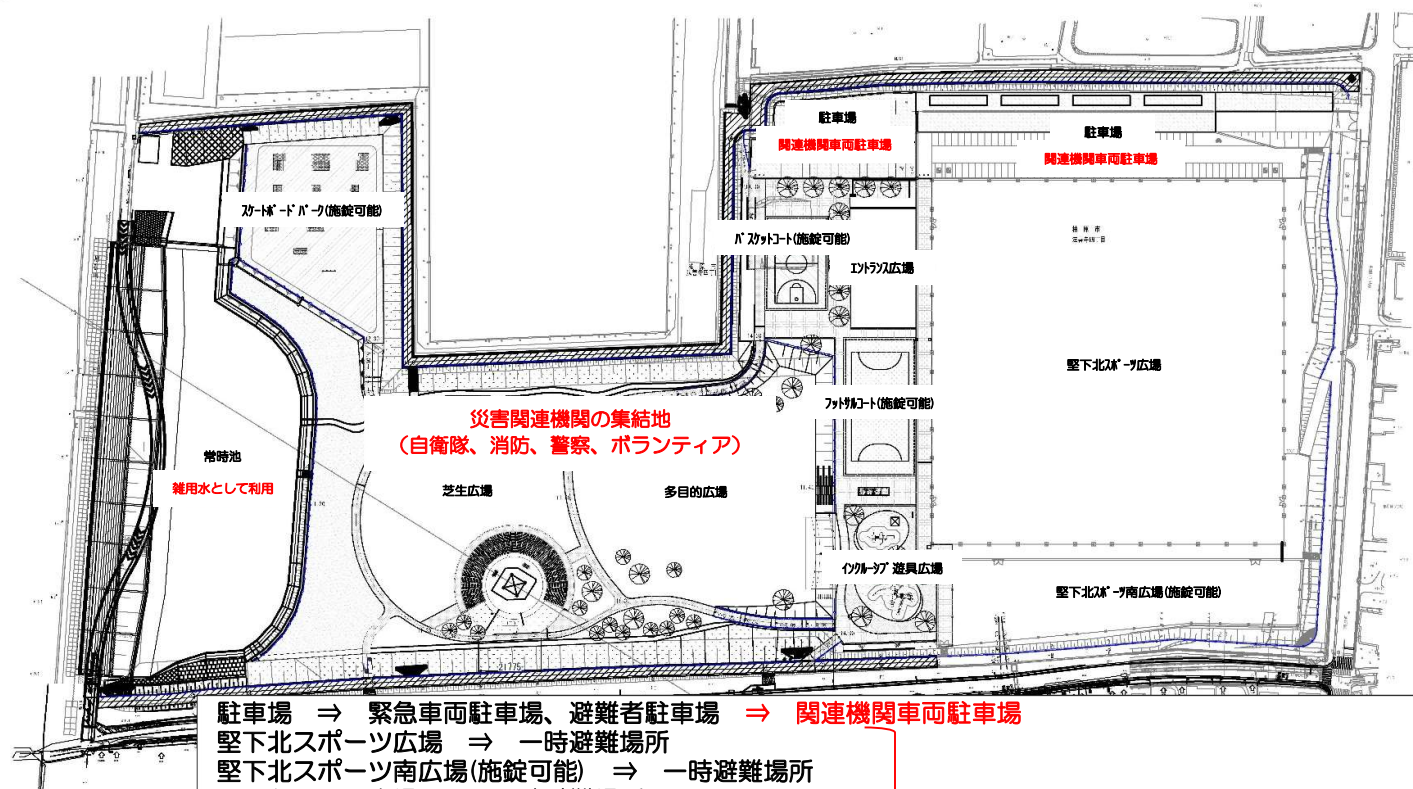


- 駐車場 ⇒ 緊急車両駐車場、避難者駐車場
 堅下北スポーツ広場 ⇒ 一時避難場所
 堅下北スポーツ南広場(施錠可能) ⇒ 一時避難場所
 エントランス広場 ⇒ 一時避難場所
 バスケットコート(施錠可能) ⇒ 一時避難場所
 フットサルコート(施錠可能) ⇒ 救護活動の場
 インクルーシブ遊具広場 ⇒ 一時避難場所
 芝生広場、多目的広場 ⇒ 一時避難場所
 スケートボードパーク(施錠可能) ⇒ 一時避難場所
 常時池 ⇒ 雑用水（防火用水、生活用水）として利用

■防災計画図（3日～1ヵ月）

広域避難場所
（仮称）スポーツパークかしわら

防災計画図（3日～1ヵ月）

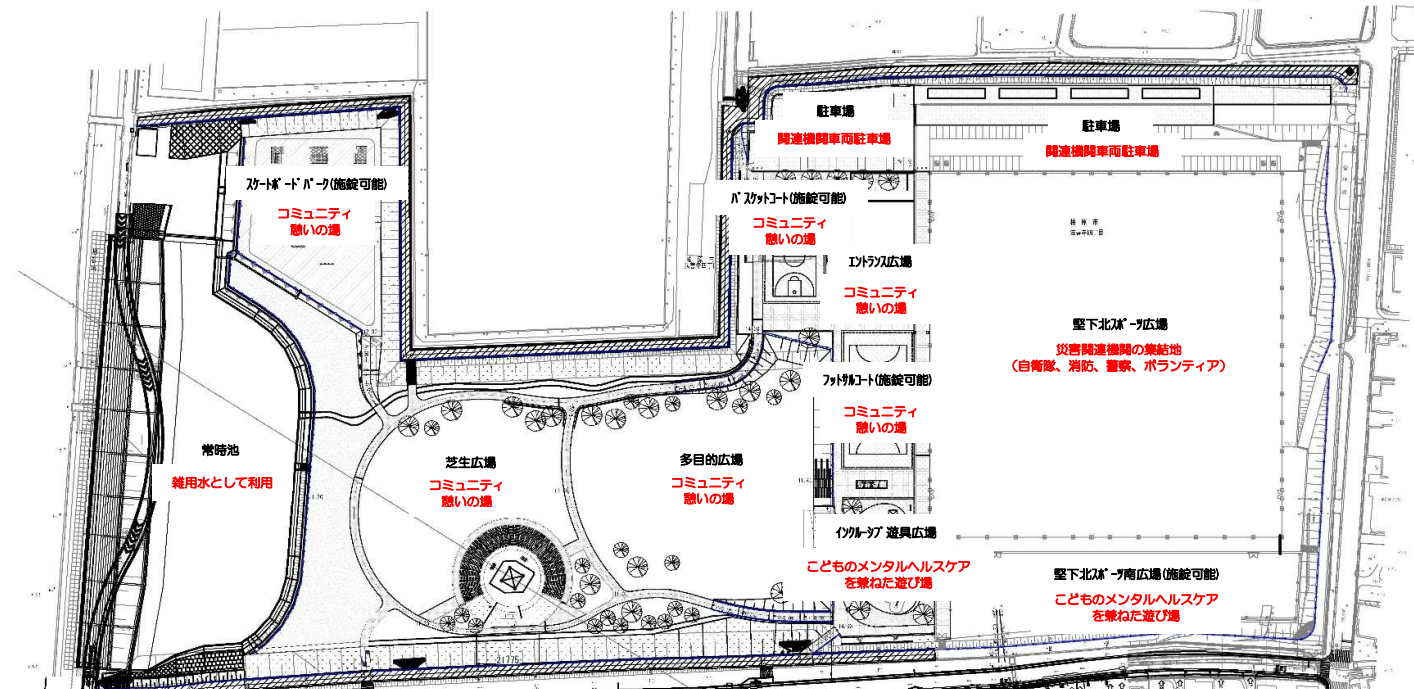


- 駐車場 ⇒ 緊急車両駐車場、避難者駐車場 ⇒ 関連機関車両駐車場
 壁下北スポーツ広場 ⇒ 一時避難場所
 壁下北スポーツ南広場(施錠可能) ⇒ 一時避難場所
 エントランス広場 ⇒ 一時避難場所
 バスケットコート(施錠可能) ⇒ 一時避難場所
 フットサルコート(施錠可能) ⇒ 救護活動の場
 インクルーシブ遊具広場 ⇒ 一時避難場所
 芝生広場、多目的広場 ⇒ 一時避難場所
 スケートボードパーク(施錠可能) ⇒ 一時避難場所
 常時池 ⇒ 雑用水（防火用水、生活用水）として利用 ⇒ 雑用水（防火用水、生活用水）として利用
- ⇒ 災害関連機関の集結地

■防災計画図（1ヵ月～）

広域避難場所
（仮称）スポーツパークかしわら

防災計画図（1ヵ月～）



駐車場 ⇒ 関連機関車両駐車場 ⇒ 関連機関車両駐車場
 堅下北スポーツ広場 ⇒ 災害関連機関の集結地 ⇒ 災害関連機関の集結地
 堅下北スポーツ南広場(施設可能) ⇒ 災害関連機関の集結地 ⇒ こどものメンタルヘルスケアを兼ねた遊び場
 エントランス広場 ⇒ 災害関連機関の集結地 ⇒ コミュニティ・憩いの場
 バスケットコート(施設可能) ⇒ 災害関連機関の集結地 ⇒ コミュニティ・憩いの場
 フットサルコート(施設可能) ⇒ 災害関連機関の集結地 ⇒ コミュニティ・憩いの場
 インクルーシブ遊具広場 ⇒ 災害関連機関の集結地 ⇒ こどものメンタルヘルスケアを兼ねた遊び場
 芝生広場、多目的広場 ⇒ 災害関連機関の集結地 ⇒ コミュニティ・憩いの場
 スケートボードパーク(施設可能) ⇒ 災害関連機関の集結地 ⇒ コミュニティ・憩いの場
 常時池 ⇒ 雑用水（防火用水、生活用水）として利用 ⇒ 雑用水（防火用水、生活用水）として利用